

令和6年度

定期監査結果報告書

(第1次分)

和泉市監査委員

頁数には表紙・目次等を含みます。

監査報告第33号
令和6年9月12日

和泉市長 辻 宏康様
和泉市議会議長 石原 日出子様
和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志様

和泉市監査委員 船 富 康 次
和泉市監査委員 松 田 義 人

令和6年度定期監査結果報告

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和6年度の定期監査（第1次分）を実施したので、その結果について同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

目 次

	頁
第 1 監査の種類 -----	4
第 2 監査の対象 -----	4
第 3 監査の主な着眼点 -----	4
第 4 監査の主な実施内容 -----	4
第 5 監査等の実施日程及び場所 -----	5
第 6 監査の結果 -----	5
1 地方自治法第 199 条第 1 項に基づく財務監査について -----	5
(1) 黒鳥小学校 -----	5
(2) 池上小学校 -----	5
(3) 信太小学校 -----	5
(4) 鶴山台北小学校 -----	5
(5) 緑ヶ丘小学校 -----	6
(6) 光明台南小学校 -----	6
(7) 富秋中学校 -----	6
(8) 石尾中学校 -----	6
(9) 南松尾はつが野学園 -----	6
2 地方自治法第 199 条第 2 項に基づく行政監査について -----	6
第 7 意見 -----	8

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査

- ・地方自治法第199条第1項に基づく財務監査
- ・地方自治法第199条第2項に基づく行政監査

第2 監査の対象

- 1 対象機関：小学校 6校（黒鳥小学校、池上小学校、信太小学校、鶴山台北小学校、
緑ヶ丘小学校、光明台南小学校）
中学校 2校（富秋中学校、石尾中学校）
義務教育学校 1校（南松尾はつが野学園）
- 2 対象事務：令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事務事業

第3 監査の主な着眼点

- ① 公金・準公金の取扱い状況について
- ② 取得備品や理科薬品の管理状況について
- ③ 郵券・タクシー券の管理状況について
- ④ 児童生徒の教育環境の実態（不登校、児童虐待の状況など）に応じた支援について
- ⑤ その他 学校における光熱水費の使用状況、施設状況や防災訓練実施状況などについて

第4 監査の主な実施内容

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における財務などに関する事務事業について、監査基準第16条の規定に基づき、次の実施手続きを組み合わせ、監査を行った。

- 1 実 査：事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によって直接検証する。
- 2 確 認：事実の存否について、当該事項に関係のない第三者の証明書等の証拠をもって確かめる。
- 3 証憑突合：資産、負債、取引や事象が正しく記録されていることを、その根拠となる資料等で確かめる。
- 4 計算突合：記録や文書の計算の正確性を自ら計算し確かめる。
- 5 質 問：事実の存否又は問題点について、関係職員に質問して、回答又は説明を求める。
- 6 閲 覧：紙媒体、電子媒体又はその他の媒体による組織内外の記録や文書を確認する。

第5 監査等の実施日程及び場所

- 1 実施日程：令和6年6月5日から令和6年7月24日
- 2 実施場所：市役所会議室、各小・中学校、義務教育学校

第6 監査の結果

1 地方自治法第199条第1項に基づく財務監査について

財務監査においては、主に「公金・準公金の支出」、「取得備品・理科薬品の取得及び管理」、「郵券・タクシー券の取得及び管理」など、適正に事務が執行されているかについて監査を行った。

監査を行った各小・中学校、義務教育学校において、財務会計上の処理は、適正かつ効率的に執行されていたが、一部の学校における事務処理において、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

また、以下、個別に指摘する項目のほか、学校日誌やプール日誌の記載に関する訂正印漏れや準公金における立替払いが見受けられた。

従来から各種法令や「学校会計事務必携」などを再確認し、適正に事務処理を行っていただくようお願いしているところであるが、教育委員会事務局から学校に対し、改めて周知徹底を図られたい。

(1) 黒鳥小学校

指摘事項なし

(2) 池上小学校

指摘事項なし

(3) 信太小学校

・給食費（準公金）において、1年生と6年生分の納入台帳の金額について、一部記入誤りが見受けられた。

・教育活動費（準公金）において、学級教材費返還金の領収書の日付け漏れや受取人名の鉛筆書きが見受けられた。

(4) 鶴山台北小学校

P T A会費（準公金）において、令和4年度に多数の立替払いがあり、その精算（立替金のP T A会費からの返金）が実際には令和5年度に行われていたにもかかわらず、現金出納帳では令和4年度として精算処理されていた。

なお、立替払いした経費の内容について確認したが、問題はなかった。

(5) 緑ヶ丘小学校

指摘事項なし

(6) 光明台南小学校

指摘事項なし

(7) 富秋中学校

市から交付された和泉市学校運営費補助金の現金出納帳において、月締めของ校長による確認印漏れが見受けられた。

(8) 石尾中学校

・市から交付された和泉市学校研修費補助金の現金出納帳において、月締めของ校長による確認印漏れが見受けられた。

・生徒会費等（準公金）の現金出納帳において、記入漏れが見受けられた。

(9) 南松尾はつが野学園

・P T A会費（準公金）の現金出納帳において、訂正印漏れや月締めของ校長による確認印漏れが見受けられた。

・学校日誌及び給食日誌において、管理者（校長・教頭）の確認印漏れが見受けられた。

2 地方自治法第199条第2項に基づく行政監査について

行政監査においては、「教員のメンタルヘルス」、「児童生徒の不登校の状況及び対策」、「ヤングケアラーの状況と対策」、「児童生徒へのネグレクト等、虐待の状況と対策」、「A E Dの設置」など、児童生徒の教育環境の実態に視点を置き監査を行った。

監査の結果は、以下のとおり、適切に実施されていた。

- (1) 教員のメンタルヘルスについては、各学校において管理職が問題意識を持ち、風通しの良い職場環境を構築し、教員が悩みを相談しやすい雰囲気づくりに取り組んでいた。また、教員の様子を常に観察できるよう校長室と職員室の間の扉を開放したり、臨床心理の専門家であるスクールカウンセラーを活用するなど、教員の精神面の変化等に気づきやすい体制づくりや、ベテラン教員による経験の浅い教員に対するフォロー体制の充実にも取り組んでいた。

- (2) ヤングケアラーについては、各学校にて、市独自の生活実態アンケートを実施し、早期発見に努めていた。また、対応が必要な場合は、スクールソーシャルワーカー等の専門家や関係機関と連携し支援に繋げていた。
- (3) 児童虐待については、対応事案の発見時には、関係機関と連携し通告等の対応を行っており、また、要保護・要支援対象家庭においては、定期的に関係機関でフォローや支援の見直し等を行っていた。
- (4) AEDについては、各学校に1台は固定型、1台は持ち運びが可能なものの2台を設置していた。また、緊急時に遅滞なく使用できるよう、設置場所も各学校で工夫していた。

第7 意見

(1) 「第6 監査の結果」で指摘したとおり、全体として減少はしているものの、特に準公金において立替払いが見受けられた。

地方自治法では、公金の立替払いは認められておらず、準公金についても「和泉市準公金事務取扱規程」において、公金の取扱いに準ずると規定されている。

このため、立替払いを行わないことを徹底するとともに、市からの補助金が入金される前や学校諸費を集金する前に、やむを得ず立替払いを行ったということがなくなるよう、事業計画や学校諸費の徴収時期を見直すなどの検討をお願いしたい。

(2) 現金の取扱いについては、その管理を適切に行うため、公金、準公金にかかわらず、「学校会計事務必携」に基づき、毎月末に校長が記入漏れや記入誤りの有無など内容を確認したうえで押印することを徹底していただきたい。

(3) 各学校で徴収している準公金の中には、例えば、児童会費のように1人当たりの徴収額が非常に少額で、徴収の必要性に疑義があるものも見受けられる。

準公金の徴収、管理等には相応の事務量を要することから、単に前例を踏襲するのではなく、準公金の使途を精査し、その必要性を改めて検討されたい。

(4) 理科薬品については、管理している薬品数が各学校により相当の差異があり、数年間、使用していないものも見受けられた。使用する予定がない薬品は、速やかに廃棄し、管理事務の省力化を図られたい。

(5) AEDの設置場所については、教職員や児童生徒だけでなく、保護者や学校への来訪者が容易に把握できるよう周知に努められたい。

最後に、今年度の監査においても、各教員が「主体的・対話的で深い和泉の学び」の実現をめざし、児童生徒を誰一人取り残さないという強い気持ちのもと、一丸となって学校教育に取り組んでいる真摯な姿勢が感じられた。

また、不登校、ヤングケアラー、虐待などの諸課題に対しても、日頃から児童生徒の状況を良く把握し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門人材と一体となり取り組んでいた。

引き続き、すべての児童生徒が安心して学べる体制づくりに努めていただきたい。